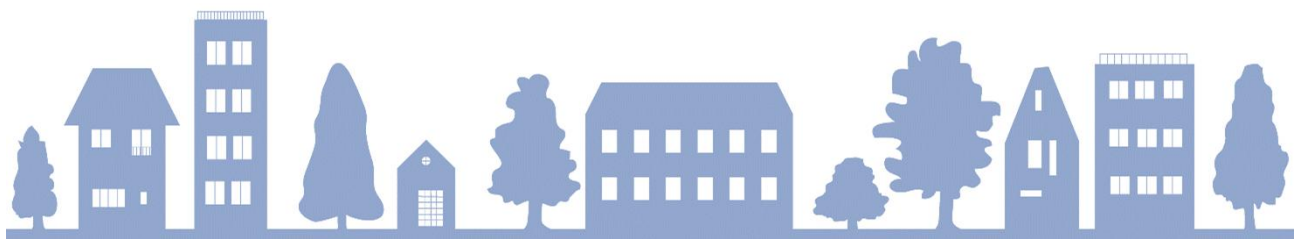


令和8年度
鳥取市市民後見人養成講座
募集要領



社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

市民後見人養成講座について

目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行っていく「市民後見人」を養成します。

令和8年度

鳥取市市民後見人養成講座募集要領

- 1 開催日時 令和8年9月5日（土）～ 10月17日（土）
毎週土曜日（但し、「鳥取家庭裁判所の実際、見学は月曜日」）
全14講座（レポート提出含む）
- 2 会場 さざんか会館 3階第6会議室（鳥取市富安二丁目104-2）
- 3 内容 別紙「令和8年度 鳥取市市民後見人養成講座 日程」のとおり
- 4 定員 20名
※定員を超えた場合は、選考して受講者を決定することがあります。
- 5 受付期間 令和8年7月6日（月）～ 8月17日（月） 締切日消印有効
- 6 受講要件 以下全てを満たしている方
 - （1）社会貢献に対する意欲と熱意があること
 - （2）養成講座の全ての課程を受講することが出来る見込みがあること
 - （3）次のいずれにも該当しないこと
 - ・民法第847条各号に掲げる者（注1）
- 7 修了条件 以下のとおり
 - （1）全講座を受講した方（修了証書を交付します）。
 - （2）15分以上の遅刻・早退の場合、欠席とします。但し、欠席をした受講者は、欠席時の講座を録画したDVDを視聴し（貸出可）、レポートを提出することで受講したものとします。なお、全科目数の三分の一以上を欠席した場合は、修了と認めません。
 - （3）グループワークによる講座は、必ず出席するものとします。欠席した場合は修了と認めません。
- 8 申込方法 本実施要領の内容をご確認のうえ、所定の申込書に必要事項を記入いただき、志望動機書（エントリーシート）を添付の上事務局まで郵送、又は持参して下さい。
- 9 受講料 無料（ただし、テキスト代 8,910円 が別途必要です。）

10 その他 ・本講座は、市民後見活動に必要な知識を習得するための講座であり、受講することによって何らかの資格が得られるというものではありません。

・鳥取市以外に在住の方も受講可能です。

11 事務局 申込書提出先・問い合わせ先

【鳥取市在住の方】

〒680-0845 鳥取市富安二丁目 104-2 さざんか会館 2階

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

T E L : 0857-24-3320 F A X : 0857-24-3321

【岩美町在住の方】

〒681-0003 岩美郡岩美町浦富 645 番地

社会福祉法人 岩美町社会福祉協議会

T E L : 0857-72-2500 F A X : 0857-72-3811

【八頭町在住の方】

〒680-0463 八頭郡八頭町宮谷 254 番地 1 郡家老人福祉センター内

社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

T E L : 0858-71-0100 F A X : 0858-72-2793

【若桜町在住の方】

〒680-0701 八頭郡若桜町若桜 1247-1 若桜町立地域福祉センター内

社会福祉法人 若桜町社会福祉協議会

T E L : 0858-82-0254 F A X : 0858-82-1204

【智頭町在住の方】

〒689-1402 八頭郡智頭町大字智頭 1875 保健・医療・福祉総合センター内

社会福祉法人 智頭町社会福祉協議会 あんしん相談センター「ささえーる」

T E L : 0858-75-2326 F A X : 0858-75-4110

(注1) 未成年者／家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、又は補助人／破産者／被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族／行方の知れない者